

医療安全指針

私たちは、以下に掲げる《患者の権利》を尊重した医療の提供に努めていますが、《患者の責務》《医療従事者の裁量権》についてもご認識下さるようお願いいたします。

《医療安全管理のための基本的な考え方》

1. 常に危機意識を持ち業務にあたる

「事故はいつでも起こる」「人は過ちを犯す」という危機意識を常に持ち、業務にあたる。医療行為は不確定要素が多く潜在し、常に危険と隣り合わせにある。医療従事者はこの危険性を十分認識し、「危機意識」を持ち、業務にあたるのが肝要である。

2. 患者本位の医療に徹する

すべての医療行為、医療システムを、患者中心・患者本位のものとする。患者本位の医療の提供は医療の質を高める。医療側に都合の良いシステムは作らない。

3. すべての医療行為において、確認・再確認を徹底する

- ・すべての医療行為を行うに際して、事前に複数の確認を行うシステムを作る。
- ・やむを得ず口頭指示に従う場合は必ず復唱し、後で必ずカルテ記録をしてもらい、行動と指示が同一だったかを確認すること
- ・業務遂行の過程で疑問を持ったまま医療行為を行わない。
- ・ミスの要因が以下の事項にあたることを認識すること。
 - A. 当たり前のことが当たり前できない
 - B. 不確実な知識のままの対応
 - C. 患者情報の確認不十分
 - D. 自分の行動に対する甘さ
 - E. 複数人・複数回のチェック体制がない
 - F. ルールが守られていない

4. コミュニケーションとインフォームドコンセントに配慮する

医療紛争の最大要因はコミュニケーション不足とインフォームドコンセント不足であることを認識すること。患者の「知る権利」「拒否する権利」「自発的同意」を大切にすること。職員間のコミュニケーションを図ること。

医療安全指針

《医療安全管理のための基本的な考え方》

5. 記録は正確かつ丁寧に経時的に記載する

診療に関する記録の正確な記載は、事故の防止に役立つのみならず、万一事故が発生した場合の証拠となることを認識すること。記録は正確かつ丁寧に記載する習慣をつけること。

6. 情報の共有化を図る

各部門で発生したインシデント(ヒヤリ・ハット)やアクシデント(事故)報告について、報告システムを構築し、各部署で検討を行い、医療安全管理部門で集積・分析を行い、委員会で検討・対策を講じ、現場にフィードバックする。各部署で対策を立案し、必要な個々の防止マニュアルを作成する。自由に報告できる環境、報告の文化を育成すること。

7. 自己の健康管理と職場のチームワークを図る

医療従事者は、自己の肉体的・精神的健康管理に努める。

アクシデント・インシデントの過半数が「見落とし」「思い込み」「取り違い」「確認不足」「注意力低下」などの人為的な問題である。それらを防ぐために、職員間のコミュニケーションを図り、チームワーク医療を育てること。

8. 医療事故防止の為に教育・研修システムを整える

オリエンテーションの充実、マニュアルの徹底を指導。技術の習得のためのプログラムを作ること。

9. トップ自らが医療事故防止に対する意識改革を行う

トップが「良質な患者本位の安全な医療を提供する」「報告の文化を育てる」「職員全体で医療を創る」という理念を持つ。